

京都市立学校空調設備整備事業

実施方針

令和8年1月

京都市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づき、京都市立学校
空調設備整備事業に関する実施方針を、次のとおり公表する。

令和8年1月16日

京都市長 松井 孝治

目 次

I	特定事業の選定に関する事項	1
1.	事業内容に関する事項	1
2.	特定事業の選定方法等に関する事項	5
II	事業者の募集及び選定に関する事項	6
1.	事業者選定に関する基本的な考え方	6
2.	選定の手順及びスケジュール	6
3.	応募手続等	7
4.	応募者の備えるべき参加資格要件	9
5.	提案の審査及び事業者の選定に関する事項	11
6.	提出書類の取扱い	12
7.	特別目的会社の設立	12
III	選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	13
1.	予想される責任及びリスクの分類と市と選定事業者での分担	13
2.	提供されるサービス水準	13
3.	市による事業の実施状況のモニタリング	13
IV	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	15
1.	施設の概要	15
2.	その他、主要な事業条件の概要	15
V	事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項	16
1.	係争事由に係る基本的な考え方	16
2.	管轄裁判所の指定	16
VI	事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項	17
1.	本事業の継続に関する基本的な考え方	17
2.	本事業の継続が困難となった場合の措置	17
3.	金融機関（融資団）と市との協議	17
VII	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項	18
1.	法制上及び税制上の措置に関する事項	18
2.	財政上及び金融上の支援に関する事項	18
3.	その他の措置及び支援に関する事項	18
VIII	その他、特定事業の実施に関し必要な事項	19
1.	議会の議決	19
2.	情報公開及び情報提供	19
3.	本事業において使用する言語等	19
4.	入札参加に伴う費用負担	19
5.	実施方針に関する問い合わせ先	19

用語の定義

用語	定義
本事業	京都市立学校空調設備整備事業をいう。
本市	京都市をいう。
入札説明書等	公募の際に本市が公表する書類一式をいう。具体的には、入札説明書、要 求水準書、落札者決定基準、事業契約書（案）基本協定書（案）様式集、 その他必要な書類をいう。
業務水準	入札説明書等、入札説明書等に関する質問に対する回答、実施方針、実施方 針に関する質問及び意見に対する回答、事業提案書、各種標準仕様書等及び 設計図書に記載の内容及び水準をいい、本事業を実施するにあたり満たすべき 水準をいう。
事業者	本市と事業契約を締結し本事業を実施する事業者をいう。
空調設備等	本事業において業務の対象となる空調機器設備、配管設備、自動制御設備及 びその他の一切の設備等をいう。
新設設備	空調設備等のうち、本事業において更新により設置される設備で、性能 保証業務及び維持管理業務の対象となる設備をいう。なお、本事業にお ける空調設備等の更新において再使用された配管設備、電気設備、ガス 設備等も新設設備に含まれる。
更新対象設備	空調設備等のうち、本事業とは別に設置されている設備で、本事業にお いて更新により撤去される対象となり、事業開始から撤去されるまでの間 は、維持管理業務の対象にもなる設備をいう。
更新対象外設備	空調設備等のうち、本事業とは別に設置されている設備で、本事業にお いて更新により撤去される対象とならないが、維持管理業務の対象となる設 備をいう。また、事業期間中に本事業とは別に更新が行われた空調設備等 のうち、本事業で維持管理業務の対象となると本市が判断した設備も含ま れる。
性能保証	本事業で設置される空調機器に対してメーカーが定める能力の発揮を保 証することをいう。居室内の環境条件の保証を示すものではない。なお、 性能保証業務の対象校は、全て維持管理業務の対象校である。
維持管理	設備水準を維持するための定期点検、フィルター清掃等の管理業務。事 業期間内の業務。
対象校	本事業の対象となる市立学校をいう。設計・施工業務を含まず、維持管理業 務のみの学校も含む。
対象室	本事業の対象となる普通教室、特別教室、管理諸室をいう。
修繕	大規模な工事を伴わない機能修復工事。例示としては、保温仕上げ材の剥離、 機器の故障による部品交換等を意味する。
改修	建物等の不具合箇所を、修理、交換し、建築当初の水準まで回復させること。 例示としては、校舎躯体の長寿命化工事等を意味する。
整備	対象室において老朽化した空調設備等の更新を行うことをいう。
早期更新	更新対象設備のうち、故障等により当初想定したスケジュールよりも早期に 更新が必要と本市が判断した機器について、対象校の他の更新対象設備に先 行して当該機器の空調設備等の整備に必要な設計・施工を行うこと。
選定事業者	本市と事業契約を締結し本事業を実施する事業者をいう。
入札参加者	本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及 び協力企業）で構成されるグループをいう。
構成員	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託し又 は請け負い、特別目的会社に出資を行う法人をいう。
協力企業	入札参加者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託する

	又は請け負うが、特別目的会社には出資を行わない法人をいう。
代表企業	構成員の中で応募手続きを行い、本市との対応窓口となる1法人をいう。
PFI 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）をいう。
入札参加資格確認基準日	入札参加資格確認申請書類の提出日をいう。
実施方針等	実施方針及び要求水準書（案）をいう。

I 特定事業の選定に関する事項

1. 事業内容に関する事項

(1) 事業名称

京都市立学校空調設備整備事業

(2) 公共施設等の管理者

京都市長 松井 孝治

(3) 事業目的

本市では、京都市立小・中学校の空調設備について、平成16～平成17年度に中学校、平成18年度に小学校の全普通教室への設置を完了し、全国に先駆けた積極的な整備を進めてきた。また、特別教室についても、平成25年度に音楽室・図書室・コンピューター教室への設置を完了した。設置から約20年が経過する中で、膨大な数の空調の老朽化が一斉に進んでいる。今後、教育活動に深刻な影響を与える重大な不具合が広範囲の学校で生じる前に、児童生徒等の健康被害を防止し、教育環境を保障するため、既存空調設備の大規模な更新を行う。

本事業は、PFI手法の導入により民間事業者の技術的知見・能力を最大限活用し、京都市立学校の教室等における空調設備等の効率的・効果的な更新等並びに維持管理等を行い、夏季及び冬季の室温を適切に保つことによる児童生徒への望ましい学習環境の提供とともに、総事業費の縮減への寄与を目的とするものである。

(4) 対象となる事業の概要

本市が本事業の対象として指定する市立の小学校、中学校及び義務教育学校において、更新が必要な普通教室及び特別教室等を対象に、空調設備の整備を実施する。また、事業期間を通して整備対象設備の維持管理を行うとともに整備後13年間は性能保証を実施する。

(5) 事業方式

本事業の事業方式は、選定事業者が自らの提案に基づき、空調設備等の設計、施工、工事監理を行った後、本市に所有権を移転し、事業契約書等に示される維持管理業務を行う方式（いわゆるBT0（Build-Transfer-Operate）方式）とする。

(6) 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から令和26（2044）年3月末までとする。

なお、空調設備等の性能保証期間は、更新後から13年間とする。

(7) 事業スケジュール(予定)

ア 設計及び施工期間

事業契約締結日～令和 13 (2031) 年 3 月

概ね対象校ごとに本市が示す施工年度に従って、設計・施工を行うものとする。ただし、一部の対象校においては、施工年度が複数年度にわたることを予定している。詳細は、入札説明書等において提示する。

施工は、夏季休業や冬季休業などの長期休業期間に加えて、それ以外の期間においても学校運営に支障のない範囲において、実施可能とする。

イ 性能保証期間

新設設備のみ実施する。所有権移転日から 13 年間

ウ 維持管理期間

令和 9 (2027) 年 4 月～令和 26 (2044) 年 3 月

更新対象設備の維持管理期間は、令和 9 (2027) 年 4 月から更新のため当該設備等を撤去する日まで

(8) 事業範囲

選定事業者が実施する業務の範囲は、次のとおりである。

ア 空調設備等の設計業務

(ア) 設計のための事前調査業務

(イ) 設計のための対象校の一般図（配置図、各階平面図）作成業務

(ウ) 施工に係る設計業務（各対象校の設計図書の作成等）

(エ) その他付随する業務（業務水準チェックリストの作成及び提出、調整、報告、申請並びに検査、本市が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象校等との調整も含む（以下、各業務において同様。）。

イ 空調設備等の施工業務

(ア) 施工のための事前調査業務

(イ) 新設設備の新たな設置に係る施工業務（新設設備の導入に伴う一切の工事（エネルギー一関連の設備の設置、植栽その他既存施設等の移設・復元、更新対象設備の撤去・処分、既存冷媒の回収・引渡し等）を含む。）

(ウ) 一部の新設設備の移設に係る施工業務（新設設備のうち、本市が指定する空調設備等を取り外し、別の対象室に設置することに伴う一切の工事。）

(エ) その他付随する業務（本市が行うモニタリングへの協力等）

ウ 空調設備等の工事監理業務

(ア) 施工に係る工事監理業務

(イ) その他、付随する業務（本市が行うモニタリングへの協力等）

エ 空調設備等の所有権移転業務

(ア) 施工完了後の本市への所有権の移転業務

オ 空調設備等の性能保証業務

- (ア) 新設設備の性能保証のための事前調査業務
- (イ) 新設設備を性能保証期間内に利用できる状態に保つために必要な点検、保守、修繕、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等
- (ウ) 新設設備に係る緊急時対応業務（緊急修繕等）
- (エ) 新設設備の運用に係るデータ計測・記録業務
- (オ) 新設設備の運用に係るアドバイス業務（運転マニュアルの作成、省エネ運用に関する助言等）
- (カ) その他、付随する業務（本市が行うモニタリングへの協力等）

カ 空調設備等の維持管理業務

- (ア) 空調設備等の維持管理のための事前調査業務
- (イ) 空調設備等の維持管理業務（定期点検、フィルター清掃等）
- (ウ) 空調設備等の法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）に係る点検業務等）
- (エ) 空調設備等の空調機の運転に付随する消耗品の補充（GHP のエンジンオイルや冷却水（不凍液補充を含む）等）
- (オ) 空調設備等に係る緊急時対応業務（問合せ対応、緊急出動等）
- (カ) その他付随する業務（本市が行うモニタリングへの協力等）

キ 空調設備等の早期更新業務

- (ア) 設計のための事前調査業務
- (イ) 設計のための対象校の一般図（配置図、各階平面図）作成業務
- (ウ) 施工に係る設計業務（各対象校の設計図書の作成等）
- (エ) 施工のための事前調査業務
- (オ) 新設設備の新たな設置に係る施工業務（新設設備の導入に伴う一切の工事（エネルギー関連の設備の設置、植栽その他既存施設等の移設・復元、更新対象設備の撤去・処分、既存冷媒の回収・引渡し等）を含む。）
- (カ) 一部の新設設備の移設に係る施工業務（新設設備のうち、本市が指定する空調設備等を取り外し、別の対象室に設置することに伴う一切の工事。）
- (キ) その他付随する業務（本市が行うモニタリングへの協力等）

ク 空調設備等の移設等業務

- (ア) 対象校の学級増、統廃合、校舎もしくは教室等改修・改築工事、設備工事等により移設等が必要となった場合の、新設設備に係る移設等業務
- (イ) 新設設備の移設等業務にかかる費用は、別途に締結する契約に基づき、本市の負担とする。

(9) 選定事業者の収入

本市は選定事業者との間で締結する事業契約に従い、選定事業者からサービスを購入する対価として、空調設備等の設計業務、施工業務、工事監理業務、所有権移転業務に係る

対価（以下「設計・施工等のサービス対価」という。）及び空調設備等の性能保証業務、維持管理業務に係る対価（以下「維持管理等のサービス対価」という。）を支払う。

ア 設計・施工等のサービス対価

空調設備等の設計・施工等のサービス対価については、令和9年度施工分、令和10年度施工分、令和11年度施工分、令和12年度施工分を、各施工年度における新設設備の所有権移転後に当該会計年度の終了日までに支払う。なお、一部に国庫交付金の充当を予定している。サービス対価の支払方法の詳細については、入札公告時に提示する。

また、整備の対象となる空調設備等は、事業期間中に変更となる可能性がある。変更に伴うサービス対価の見直し方法については、入札公告時に提示する。

イ 維持管理等のサービス対価

(ア) 新設設備

令和9年度施工分、令和10年度施工分、令和11年度施工分、令和12年度施工分の新設設備の維持管理等のサービス対価は、各施工年度の当該会計年度の終了日までに当該年度分を支払い、各施工年度の翌年度以降は事業期間の終了まで年2回ずつ支払う。

(イ) 更新対象設備

本事業において更新を行うまでにおいて、年2回ずつ支払う。

(ウ) 更新対象外設備

事業期間の終了まで年2回ずつ支払う。

なお、維持管理の対象となる空調設備等は、事業期間中に変更となる可能性がある。

変更に伴うサービス対価の見直し方法については、入札公告時に提示する。

(10) 事業に必要とされる根拠法令等

本事業を行うにあたり必要とされる関係法令、関係条例及び関連施行令・規則等を遵守すること。

なお、遵守すべき法規制及び適用・参考にする基準等については、要求水準書（案）を参照すること。

(11) 事業期間終了時の措置

事業終了時のサービス水準は、入札説明書等、事業提案書等にもとづいて、事業契約において定めるものとする。

(12) 実施方針等の変更

実施方針等公表後における事業者等からの意見等を受けて、特定事業の選定までに、実施方針等の内容を見直し、変更することがある。

なお、変更を行った場合には、速やかに、その内容を本市ホームページ（VIII5. 実施方針等に関する問い合わせ先）への掲載、その他適当な方法により公表する。

2. 特定事業の選定方法等に関する事項

(1) 選定方法

本事業を従来型事業として実施した場合と PFI 事業として実施した場合と比較して、本事業を PFI 事業として実施することにより、事業期間を通じた本市の財政負担額の縮減を期待できる場合、又は本市の財政負担額が同一の水準にある場合において公共サービスの水準の向上が期待できる場合には、PFI 法第 7 条に基づき本事業を特定事業として選定する。

(2) 選定基準・手順

- ア 本市の財政負担見込み額の算定にあたっては、将来の費用と見込まれる財政負担額の総額を算出の上、これを現在価値に換算することにより評価を行う。
- イ 本市が提供を受けるサービスの水準は、できる限り定量的な評価を行うこととするが、定量化が困難な場合には客観性を確保した上で定性的な評価を行う。

(3) 特定結果の公表方法

本事業を特定事業として選定した場合は、その判断結果を、評価の内容とあわせ、ホームページなどを通じて公表する。

なお、事業の実施可能性についての客観的な評価の結果等に基づき、特定事業の選定を行わないこととした場合においても、同様に公表する。

II 事業者の募集及び選定に関する事項

1. 事業者選定に関する基本的な考え方

本事業は、設計・施工段階から維持管理段階の各業務を通じて、民間事業者に効率的・効果的サービスの提供を求めるものであり、民間事業者の幅広い能力・ノウハウを総合的に評価する必要があることから、落札者の決定にあたっては、設計・施工能力、維持管理能力、事業計画能力及び本市の支払うサービス対価の額等を総合的に評価して決定する予定である（「総合評価一般競争入札」（地方自治法施行令第167条の10の2））。なお、本事業はWT0政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定）の対象事業であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

2. 選定の手順及びスケジュール

事業者の選定にあたっては、次の手順で行うことを見込んでいる。

日程（予定）	内容
令和8年 1月16日	実施方針等の公表
1月16日～1月30日	実施方針等に関する質問・意見の受付
1月16日～1月30日	参考図書の貸与の申込期間
2月中旬	実施方針に関する意見及び回答の公表
2月下旬	特定事業の選定の公表
3月上旬	入札の公告及び入札説明書の公表
3月上旬～3月中旬	現地見学の申込期間
3月下旬	現地見学の実施
3月上旬～3月中旬	入札説明書に関する質問・意見の受付
3月中旬	入札説明書に関する質問及び回答の公表
3月上旬～3月下旬	入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の受付
4月上旬	入札参加資格審査結果の公表
4月上旬	個別対話の実施
4月上旬～4月下旬	入札説明書に関する質問・意見の受付
5月上旬	入札説明書に関する質問及び回答の公表
5月上旬～5月下旬	入札書及び事業提案書の受付
6月下旬	事業提案の審査
7月上旬	事業者の選定の公表
7月下旬	基本協定の締結
8月	審査講評の公表
9月	仮契約の締結
12月	京都市会の承認による契約の成立

3. 応募手続等

(1) 実施方針等に関する質問・意見の受付、質問への回答の公表

実施方針等の記載内容について、次の要領により質問・意見を受け付ける。

いただいた質問は、本市の回答とともに公表するものとする。意見については、本事業の実施に向けて活用を図ることを想定している。

ア 受付期間

令和8（2026）年1月16日（金）から令和8（2026）年1月30日（金）17:00必着。

イ 提出方法

「実施方針等に関する質問書（様式1）」及び「実施方針等に関する意見書（様式2）」をホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出すること。その場合、メールタイトルは、「実施方針等に関する質問及び意見（企業名）」と明記すること。なお、参加申込書のファイル形式はMicrosoft Excelとし、提出先アドレスは、VIII.5.に示す「実施方針等に関する問い合わせ先」を参照すること。

ウ 質問及び回答の公表方法

実施方針等に関する質問への回答は、ホームページへの掲載により公表する。ただし、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない場合がある。

なお、提出のあった質問及び意見のうち、本市が必要であると判断した場合には直接ヒアリングを行うことがある。

エ 実施方針等の変更

本市は質問及び意見の内容を考慮して、実施方針等の内容を変更する場合がある。変更を行った場合は、本市ホームページ等で公表する。

(2) 参考図書の貸与

事業者の参入促進及び本事業に係る理解向上等のため、参考図書を貸与する。

なお、参考図書及び貸し出し手続きの詳細については、別紙1「参考図書の貸与について」を参照すること。

(3) 現地見学の実施

本事業の対象校の現地見学を実施する。現地見学会の時期は、令和8（2026）年3月中旬から3月下旬を予定している。現地見学会は3月中旬頃までに事前に申し込みを受け付けて、日程等を調整の上で実施するものとする。

なお、現地見学の実施については、入札説明書を参照すること。

(4) 特定事業の選定

実施方針に対する意見等を受けて、本事業がPFI法に基づく事業として実施すべきか否かを評価し、実施することが適切であると判断した場合には、本事業を特定事業として選定し、その結果を公表する。

(5) 入札の公告及び入札説明書の公表

実施方針等に対する意見を受けて、入札公告及び入札説明書を公表する。

(6) 入札説明書に関する質問・意見の受付

入札説明書の記載内容に関して質問・意見の受付を行うものとする。

なお、具体的な日程、方法等は、入札公告時に提示する。

(7) 入札説明書に関する質問及び現地見学を踏まえての質問への回答の公表

入札説明書の記載内容についての質問への回答及び現地見学を踏まえての質問への回答について公表する。

なお、具体的な日程、公表の方法等は、入札公告時に提示する。

(8) 入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の受付

本事業に応募しようとする事業者に対し、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の提出を求める。

なお、入札参加表明書及び入札参加資格確認申請書類の提出方法、時期、資格審査に必要な書類の詳細等については、入札公告時に提示する。

(9) 第一次審査(資格審査)

審査は、技術、金融などの専門家、学識経験者等で構成される検討委員会によって、第一次審査及び第二次審査の二段階に分けて実施するものとする。

第一次審査では、入札説明書に基づき入札参加資格の審査を行う。

(10) 個別対話

入札参加資格確認により入札参加資格を得た入札参加者を対象として、本事業の条件等に関する理解をより深め、入札参加者の事業提案書等の作成に向けた検討の一助とすることを目的に個別対話を実施する。申込方法、実施方法等の詳細については、入札公告時に提示する。

(11) 入札書及び事業提案者の受付

入札説明書に基づき、第一次審査通過者から入札書及び事業提案書を受け付ける。

なお、入札書及び事業提案書の提出方法、時期、事業提案に必要な書類の詳細等については、入札公告時に提示する。

(12) 第二次審査(提案審査)

第二次審査では、入札説明書に基づき検討委員会において提案内容の審査を行う。

なお、提案審査にあたっては必要に応じて、提案内容に関するプレゼンテーションの実施を予定している。

(13) 事業者の選定

検討委員会における審査・評価の結果を受けて、本市で事業者を選定し、選定事業者に通知する。また、事業者の選定について、公表する。

(14) 事業契約等の締結

選定した事業者と本市とは基本協定書を締結し、市会の議決を経て事業契約を締結する。

4. 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 入札参加者の全体構成

- (ア) 本事業の入札参加者には、空調設備等の設計業務を行う企業、工事監理業務を行う者、施工業務を行う企業、性能保証業務を行う企業、維持管理業務を行う企業を含むこと。また、必要に応じて、本事業の進捗管理や他の構成員、協力企業等との連絡調整などの業務を行う企業も入札参加者に含むことができる。なお、同一の者が複数の業務を行うことを妨げない。ただし、同一の対象校において施工業務を行う者と工事監理業務を行う者が同一となることは認めない。
- (イ) 入札参加者のうち、特別目的会社（以下「SPC」という。）に出資し、かつ、SPC から直接業務を受託し又は請け負う者を構成員とし、SPC に出資せず、かつ、SPC から直接業務を受託し又は請け負う者を協力企業として、必ずいずれかに位置付けること。

(2) 入札参加グループの構成企業の入札参加資格要件

入札参加グループの構成企業は、次の基本的参加資格要件を満たすものとする。

さらに、各業務に当たる企業が入札参加グループの構成企業となる場合には、それぞれ次の要件を満たすこととする。

ア 基本的参加資格要件

- (ア) 京都市競争入札参加有資格者名簿(物品、工事、測量・設計等)に登載されている者とする。なお、京都市競争入札参加有資格者名簿に登載されていない者で、本件入札に参加しようとする者は、入札参加表明書及び入札参加資格確認書類の提出期限までに、「令和 8 年度に締結が見込まれる物品等及び特定役務の調達契約に係る一般競争入札等の参加資格等(令和 7 年政令第 372 号)」（以下「京都市政令第 372 号」という。）に基づく京都市競争入札参加資格審査申請を行い、適格と認められるものとする。
- (イ) 入札参加表明書及び入札参加資格確認書類提出日、入札予定日（入札書及び事業提案書提出予定日）及び選定事業者決定日の 3 時点において、京都市競争入札等取扱要綱（平成 6 年 4 月 1 日制定）第 29 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止を受け、その期間中にある者でないこととする。
- (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団でないこと。
- (エ) 暴力団員等が出資、融資、取引その他の関係を通じて、その事業活動に支配的影響力がある法人でないこと。

(才) 入札参加者の構成員及び協力企業のすべてが、本市が本事業のアドバイザリー業務を委託している者及び当該アドバイザリー業務において提携関係にある者、又はこれらの者との資本面若しくは人事面において関連がない者であること。

- a. 有限責任監査法人トーマツ 東京都千代田区丸の内 3-2-3
- b. 合同会社デロイトトーマツ 東京都千代田区丸の内 3-2-3
- c. デロイトトーマツ PRS 株式会社 東京都千代田区丸の内 3-3-1
- d. 鈴木法律事務所 東京都渋谷区渋谷 1-3-18

(カ) 入札参加者の構成員、協力企業及びこれらの企業と資本面若しくは人事面において関連のある者が、他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加していないこと。

※「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を越える株式を有し、又は企業の出資総額の 100 分の 50 を超える出資をしているものをいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の役員を兼ねているものをいう。

(キ) 検討委員会の委員及び委員が属する法人と資本関係又は人的関係のない者であること。

(ク) PFI 法第 9 条に規定する欠格事由に該当しない者であること

イ 「設計業務」を行う者の要件

(ア) 常勤の自社社員で、かつ、入札参加資格確認基準日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係がある建築士法（昭和 24 年法第 100 号）に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者を配置できること。

(イ) 本市の令和 8 年度の競争入札参加有資格者名簿において建築設計または設備設計に登録されていること。

(ウ) 少なくとも 1 企業は、平成 22 年度以降に、完成済みの延べ床面積 3,000 m²以上の建築物の新築、改修、改築又は増築工事に伴う空調設備等設計の元請としての実績を有していること。

ウ 「施工業務」及び「移設業務」を行う者の要件

(ア) 少なくとも 1 企業は、本市の令和 8 年度の競争入札参加有資格者名簿において管工事に登録されていること。

(イ) 少なくとも 1 企業は、建設業法第 3 条第 1 項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

(ウ) 少なくとも 1 企業は、建設業法第 27 条の 23 第 11 項の規定する経営事項審査を受け、直前の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書における「管」の総合評定点が 850 点以上であること。

(エ) 少なくとも 1 企業は、平成 22 年度以降に、完成済みの延べ床面積 3,000 m²以上の建築物の新築、改修、改築又は増築工事に伴う空調設備等工事の元請としての施工実績を有していること。

エ 「工事監理業務」を行う者の要件

- (ア) 常勤の自社社員で、かつ、入札参加資格確認基準日において引き続き 3箇月以上の雇用関係がある建築士法に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有する者を配置できること。
- (イ) 本市の令和 8 年度の競争入札参加有資格者名簿において建築設計または設備設計に登録されていること。
- (ウ) 少なくとも 1 企業は、平成 22 年度以降に、完成済みの室内機 15 台以上かつ延べ床面積 3,000 m²以上の建築物の新築、改修、改築又は増築工事に伴う空調設備の工事監理の実績を有していること。

オ 「性能保証業務」及び「維持管理業務」を行う者の要件

- (ア) 性能保証業務及び維持管理業務を行うにあたって、選択したエネルギー方式での運用に必要となる資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、入札参加資格確認申請書類提出日において引き続き 3箇月以上の雇用関係があること。
- (イ) 少なくとも 1 企業は、平成 22 年度以降に、連続して 5 年以上の期間、室内機 10 台以上かつ延べ床面積 1,000 m²以上の空調設備等の維持管理業務の実績を有していること。

(3) 協力企業の変更等

入札参加資格確認申請において表明した協力企業の変更は原則として認められない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、入札書及び事業提案書の提出期限までに本市と協議を行うこととする。

また、本市都合で、事業開始以降の事業内容や事業対象の変更により協力企業の変更等が必要となった場合、本市と協議を行うこととする。

5. 提案の審査及び事業者の選定に関する事項

(1) 審査に関する基本的な考え方

提案の審査は、学識経験者等で構成する「京都市立学校空調設備整備事業検討委員会（以下、「検討委員会」という。）」において行われる。事業提案については、公平性、透明性、客観性を確保した上で、入札公告時に公表する落札者決定基準に従って、審査を行う。

(2) 落札者の決定

本市は、検討委員会の評価結果を受けて、入札参加者からの事業提案書について提案価格、事業方針、事業実施体制、その他の条件を総合的に評価し、最も優れた提案を行ったと認められる者を落札者として決定する。

(3) 審査結果及び評価の公表

審査の結果及び評価は、ホームページへの掲載、その他適当な方法により公表する。

(4) 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に入札参加者がいない、いずれの入札参加者の提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、本事業をPFI事業として実施することが適当でないと判断された場合には、事業者を選定せず、特定事業の選定を取り消すこととし、この旨を速やかに公表する。

6. 提出書類の取扱い

提出を受けた書類は返却しない。

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果、生じた責任は、原則として提案を行った入札参加者が負うものとする。

提出を受けた書類は、事業者の選定及び選定結果の公表の目的のみに用いるものとする。ただし、情報公開請求等がなされた場合又は市が提案書類の公表が必要と判断する場合は、京都市情報公開条例等に基づき、その一部又は全部を公開又は公表することがある。

なお、選定事業者が提出した書類が著作物に該当するときは、当該著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）は、本市に無償で譲渡したものとし、著作者人格権（著作権法第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利をいう。）を本市に行使しないものとする。

7. 特別目的会社の設立

事業予定者は、仮契約の締結までに、本事業を遂行するための特別目的会社を本市内に設立するものとする。

SPCへの出資は入札参加者の構成員によって行うこと。

代表企業は、SPCへの出資者のうち最大の出資を行うこと。

すべての出資者は、事業契約が終了するまでSPCの株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。

なお、入札参加グループの構成企業は、必ず特別目的会社に出資するものとし、その出資比率の合計は、全体の50%を超えるものとする。さらに、構成企業の保有する議決権が特別目的会社の全議決権の過半となっているものとする。

特別目的会社に対して出資を行った者は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、本市の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定、その他一切の処分を行ってはならないものとする。

III 選定事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1. 予想される責任及びリスクの分類と本市と選定事業者での分担

(1) 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正なリスク分担を行うことにより、より効率的かつ効果的に、また、より低廉なコストで公共サービスの提供を目指すものであり、選定事業者が担当する業務については、選定事業者が責任を持って遂行し、業務に伴い発生するリスクについては、原則として選定事業者が負うものとする。ただし、本市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、本市が責任を負うものとする。

(2) 予想されるリスクと責任分担

本市と選定事業者の責任分担は、別紙2「リスク分担表（案）」に示すとおりである。なお、別紙2で示したリスク分担は現段階での案であり、実施方針等への質問及び回答や本市内部での検討を踏まえて調整を行った後、入札公告の際に入札説明書とあわせて公表する事業契約書（案）により、リスク分担に関する条件を明確化するものとする。

2. 提供されるサービス水準

本事業において実施する業務について要求するサービス水準については、要求水準書（案）に示す。

なお、本事業で選定事業者が提供するサービス水準は、入札説明書等に関する質問に対する回答、入札説明書、要求水準書、実施方針、事業者提案書類、標準図、各種標準仕様書等及び設計図書に記載の内容及び業務水準となる。

3. 市による事業の実施状況のモニタリング

(1) モニタリングの実施

本市は、選定事業者が定められた業務を確実に遂行し、業務ごとの要求水準の達成を確認するため、事業の実施状況について、モニタリングを実施するものとする。

また、本市が必要と考える場合においては、隨時に独自の方法によりモニタリングを実施することがある。

(2) モニタリングの時期

モニタリングは、原則として、設計時、施工時、工事完成時、性能保証時、維持管理時、早期更新時、事業終了時の各段階において行う。なお、モニタリングにあたっては、選定事業者が行うセルフモニタリングの結果を活用する。

その方法及び内容等については、入札説明書等において示す。

(3) モニタリングの方法

モニタリングの具体的な方法については、入札説明書等において示す。また、事業契約において定める。

(4) 選定事業者に対する支払額の減額等

モニタリングの結果、事業契約書で定められたサービス水準が維持されていない場合、改善勧告、支払額の減額、契約解除の対象となる。

その方法及び内容等については、入札説明書等において示す。

IV 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

1. 施設の概要

(1) 対象となる施設

本市が指定する京都市立小学校の普通教室等を対象とする。

なお、本事業の対象校の名称及び所在地は別紙3「本事業の対象校一覧」に記載している。

対象数：205校（予定）

対象室数：7,099室（予定）

(2) 学校施設の立地条件

対象校ごとの対象となる施設の配置等については、入札説明書等において提示する。

2. その他、主要な事業条件の概要

(1) 空調設備等のエネルギーの種別

本事業で整備する空調設備等のエネルギー方式は、電気、都市ガス及び液化石油ガスとする。ただし、原則として既存のエネルギー方式を利用することとし、変更する場合であっても、各対象校の既存のエネルギー供給に係る設備や敷地条件等を考慮したエネルギーを選択するものとする。

(2) 学校施設の利用等に関する事項

原則として、空調設備等の設置に必要な敷地及び既設の学校施設・設備については、PFI法第71条第2項の規定により、設計・施工期間中、本市が無償で提供する。ただし、校舎の屋上の使用は、施設管理上の問題から、原則として認めないこととする。

また、室外機、熱源、屋外キュービクル、各種配管類等の設置に際し、障害物がある場合は、本市の指示に従い、選定事業者の負担において移設させ、又は機能復旧させることを原則とする。（例示：校内の樹木の移植、校内排水溝の付け替え、室内照明の移設等）

室外機等の配置場所については、原則として学校教育活動等に支障を来たさない場所とする。（例えば、普通教室の窓を隠すような場所には配置しないものとする。）

なお、実際の設置場所については、設計業務を行うにあたって、本市及び対象校と十分協議の上決定するものとする。

Ⅴ 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合の措置に関する事項

1. 係争事由に係る基本的な考え方

事業計画又は事業契約について疑義が生じた場合、本市と選定事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合には、事業契約書に定める具体的な措置に従うものとする。

2. 管轄裁判所の指定

契約に関する紛争については、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

VI 事業の継続が困難になった場合における措置に関する事項

1. 本事業の継続に関する基本的な考え方

選定事業者によって提供されるサービスの安定的・継続的な供給を確保するため、事業契約書において、想定される事業の継続が困難となる事由をあらかじめ具体的に列挙し、その発生事由に応じた適切な措置を定める。

2. 本事業の継続が困難となった場合の措置

本事業の継続が困難となった場合には、その発生事由ごとに次の措置を採ることとする。

(1) 選定事業者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

選定事業者の提供するサービスが事業契約に定める本市の要求水準を下回る場合、その他事業契約で定める選定事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、本市は選定事業者に対して修復勧告を行い、一定期間以内に修復策の提出・実施を求めることがある。選定事業者が当該期間内に修復をすることができなかったときは、本市は事業契約を解除することがある。

選定事業者が倒産し、又は選定事業者の財務状況が著しく悪化し、その結果、事業契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、本市は事業契約を解除することがある。

本市が事業契約を解除した場合は、事業契約書に定めるところに従い、本市は選定事業者に対して違約金又は損害賠償の請求等を行う。

(2) 本市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合

本市の責めに帰する事由により事業の継続が困難となった場合は、選定事業者は、事業契約を解除することができるものとする。

この場合には、本市は、事業契約書に定めるところに従い、選定事業者に生じた損害を賠償するものとする。

(3) いずれの責めにも帰さない事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力その他、本市又は選定事業者の責めに帰することができない事由により事業の継続が困難となった場合は、本市と選定事業者は、事業継続の可否について協議を行うものとする。

3. 金融機関(融資団)と本市との協議

事業の担保性を確保する目的で、本市は、選定事業者に対し資金融資を行う金融機関等の融資機関等との協議を行い、当該融資機関等と直接協定を締結することがある。

VII 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援に関する事項

1. 法制上及び税制上の措置に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、法改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合には、それによることとする。

2. 財政上及び金融上の支援に関する事項

選定事業者が本事業を実施するにあたり、財政上又は金融上の支援を受けることができる可能性がある場合には、本市はこれらの支援を選定事業者が受けることができるよう努めるものとする。

3. その他の措置及び支援に関する事項

(1) その他の支援に関する事項

本市は、選定事業者が本事業を実施するにあたって必要となる許認可等に関して、必要に応じて協力する。

また、法改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、本市と選定事業者で協議することとする。

(2) その他の事項

本市は本事業における整備にかかる対価の一部について、国からの交付金を充当することを予定している。選定事業者は、本市の申請手続きを支援するものとする。

VIII その他、特定事業の実施に関し必要な事項

1. 議会の議決

本市は、本事業の入札公告までに京都市会の議決を経て債務負担行為の設定を行うものとする。

2. 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、本市ホームページなどを通じて行う。

3. 本事業において使用する言語等

本事業において、使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。

4. 入札参加に伴う費用負担

入札参加にかかる費用については、すべて入札参加者の負担とする。

5. 実施方針等に関する問い合わせ先

京都市教育委員会事務局教育環境整備室 建設整備担当

住所 : 〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488

電話 : 075-222-3796

ホームページ : <https://www.city.kyoto.lg.jp/kyoiku/index.html>

電子メール : kyouikukankyo@edu.city.kyoto.jp

別紙1 参考図書の貸与について

1. 参考図書の貸与について

本市は、以下の参考図書を本事業に応募しようとする事業者のうち希望者に貸与する。

本市が貸与する参考図書は、一般公表することを前提としていないものであるため関係者以外配布禁止とし、取り扱いに注意すること。なお、参考図書の内容と実際の対象校の状況との整合について、本市は保証するものではないことに留意すること。

(参考図書)

- ・学校別空調機器設置状況図面（令和7年度時点）
- ・学校別空調機器空調機器リスト（令和6年度時点）
- ・令和7年度公立学校施設台帳
- ・受変電設備単線結線図 ※現状と一致しない可能性がある。

2. 申込方法

(1) 申込期間

令和8（2026）年1月16日（金）から令和8（2026）年1月30日（水）17:00まで

(2) 申込方法

参考図書の貸与を希望する企業は、本市のホームページより、「参考図書貸与申込書」（様式3）のファイルを入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出すること。なお、メールタイトルは「参考図書の貸与申込（企業名）」と明記すること。

(3) 申込先

VIII5. に示す「実施方針等に関する問い合わせ先」を参照すること。

3. 貸与及び返却

(1) 貸出方法

原則として、実施方針等に関する問い合わせ先に記載の窓口に訪問し、必要事項を記入した「参考図書貸与申込書」を参考図書の受領時に提出すること。本市は、当該申込書と引換えに参考図書を記録したDVD-Rの貸与を行う。なお、訪問にあたっては事前に本市と訪問予定時刻について連絡・調整を行い、約束した時刻に訪問すること。ただし、窓口の訪問が難しい場合は郵送対応とし、詳細は「参考図書貸与申込書」受領後に本市から電子メールにて連絡する。

(2) 貸出期間

令和8（2026）年1月21日（水）～令和8（2026）年2月20日（金）17:00まで
9:00から17:00（※12:00から13:00を除く。）

(3) 返却日

貸与された資料は、入札参加資格確認結果の通知により入札参加資格がないと認められた等、本事業に応募できない又はしないことが決まった場合、又は落札者の決定に係る審査結果の通知により落札者とならなかった場合、本市に速やかに返却すること。

別紙2 リスク分担表（案）¹

本事業をPFI事業で整備する場合に想定されるリスクに関する分担表を下記に示す。

[リスク分担（案）凡例： ○主たるリスクの負担者、△従たるリスクの負担者]

■共通

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
			本市	事業者
入札説明書リスク	1	入札説明書等の各種公表書類（参考図書を除く。）の誤りや本市の理由による変更に関するもの	○	
制度 関連 リスク	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○ ²	
	3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	4	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
	5	本事業に直接影響を及ぼす税制の新設及び変更	○	
	6	上記以外の税制の変更等（例：法人税率の変更）		○
	7	事業管理者として本市が取得するべき許認可の遅延	○	
社会 リスク	8	業務の実施に関して事業者が取得するべき許認可の遅延		○
	9	本市の政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響	○ ³	
	10	空調設備等の設置及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	
	11	事業者が行う調査、施工に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
	12	事業者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○
	13	事業者の責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えた場合		○
不可抗力リスク	14	本市の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償	○	
	15	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲を超えるもの		○
	16	不可抗力に起因する増加費用及び事業の中断に伴う増加費用その他損害に関するものの内、一定の金額まで、又、保険等の措置により合理的にカバーされる損害の範囲のもの	○	

¹ リスク分担は現段階での案であり、実施方針等への質問及び回答や本市内部での検討を踏まえて調整を行った後、入札公告の際に入札説明書とあわせて公表する事業契約書（案）により、リスク分担に関する条件を明確化すること。

² 環境関連の基準変更によって導入機器への要求水準が変更となった場合等、本事業に直接関係する法令の改正等については、基本的に本市が負担するが、事業者においても、変更後の要求水準に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。

³ 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は本市が負担するものとする。ただし、対象校のうち統廃合が行われる学校については、設計・施工期間において新たな年度が始まるまでに本市が事業者に当該校を対象校から除外する旨を通知した場合は、当該校分の施工に係る費用を減額する。

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				本市	事業者
経済 リスク	資金調達 リスク	16	事業に必要な資金の確保		○
	物価変動 リスク	17	設計・施工段階の物価変動（整備費に関するもの）	△ ⁴	○ ⁴
		18	性能保証・維持管理段階の物価変動（維持管理費に関するもの）	△ ⁴	○ ⁴

■設計・施工段階で発現したリスク

リスク項目		No	リスク内容	リスク分担	
				本市	事業者
測量・調査リスク		19	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
		20	事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に想定し得ない重大な欠陥が発見された場合等	○	
計画 リスク	設計 リスク	21	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更 リスク	22	本市の要望による計画・設計条件の変更等を行う場合	○	
工事 リスク	工事費増加リ スク	23	事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
		24	本市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
	工期遅延 リスク	25	事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合		○
		26	本市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合	○	
	設備損傷リス ク	27	工事により更新対象設備、更新対象外設備、新設設備及びその他の設備が損傷した場合		○
	施設損傷リス ク	28	工事により施設が損傷した場合		○
工事監理リスク		29	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合		○
要求性能未達リスク		30	工事完了後、本市の確認で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○
技術進捗リスク		31	計画・工事段階における技術進捗に伴い、空調設備等の内容に変更が必要となる場合	○	

⁴ 物価変動等に一定程度の下降または上昇があった場合には、調整を行う。より詳細な調整方法については、事業契約書（案）において提示する。

■維持管理段階で発現したリスク

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
			本市	事業者
性能保証リスク・維持管理リスク	業務水準未達リスク	32 事業者の行う性能保証業務及び維持管理業務の内容が契約書に定める水準に達しない場合		○
	性能リスク	33 本市が本事業とは別に行った工事等に伴う性能の低下	○	
		34 新設設備、更新対象外設備の通常劣化等による性能の低下		○
		35 既存の配管を用いたことによる性能の低下	○	
	設備瑕疵リスク	36 事業期間中に、本事業の工事による更新設備、新設設備、更新対象外設備及びその他の設備の瑕疵が発見された場合		○
		37 事業期間中に、本事業の工事によらない更新設備、新設設備、更新対象外設備及びその他の設備の瑕疵が発見された場合	○	
	契約不適合リスク	38 事業期間中に、本事業の工事による新設設備の契約不適合が発見された場合		○
		39 事業期間中に、本事業の工事によらない新設設備、更新対象外設備及びその他の設備の契約不適合が発見された場合	○	
	性能保証費・維持管理費増加リスク	40 本市の要因（業務内容、対象範囲の変更指示等）による性能保証費及び維持管理費の増加	○	
		41 本市の要因以外の要因による性能保証費及び維持管理費の増加（不可抗力、物価変動等、他のリスク分担項目に含まれるもの）		○
運営リスク	設備損傷リスク	42 空調設備の劣化に対して、事業者が適切な性能保証業務及び維持管理業務を実施しなかったことに起因する施設の損傷		○
		43 本市の責めに帰すべき事由による空調設備等の損傷	○ ⁵	
		44 事業者の責めに帰すべき事由による空調設備等の損傷		○
	施設損傷リスク	45 本市の責めによる施設の損傷	○	
		46 事業者の責めによる施設の損傷		○
	エネルギーコスト変動リスク	47 エネルギーの単価が変動する場合	○	
		48 空調設備等の使用時間が変動する場合	○	
		49 空調設備等の性能未達及び想定以上の性能劣化、想定以上の最大需要電力の増加によるエネルギー		○ ⁶

⁵ 「本市の責めにより空調設備等が損傷した場合」には、本市の職員、生徒等、教職員、生徒等の保護者等、学校の通常利用者によるものも含む。

⁶ 事業期間中に空調設備等の性能が、選定事業者の責めに帰すべき事由により、事業者が提案した性能を下回つたことに起因して増加するエネルギーコストについては、本市は合理的な範囲で選定事業者に当該費用の負担を求めることができるものとし、選定事業者はこれを負担しなければならないものとする。

リスク項目	No	リスク内容	リスク分担	
			本市	事業者
		ストの増加		
事業期間終了時の性能リスク	50	事業期間終了時における性能水準の保持		○

別紙3 本事業の対象校一覧

1. 小学校

No	学校名	更新対象 ⁷	維持管理 ⁸	所在地
1	元町小学校	14	4	北区小山西元町 14
2	上賀茂小学校	27	15	北区上賀茂烏帽子ヶ垣内町 1
3	柊野小学校	33	5	北区上賀茂女夫岩町 21
4	大宮小学校	25	18	北区大宮中ノ社町 37
5	待鳳小学校	31	4	北区紫竹西北町 1-3
6	鳳徳小学校	22	3	北区紫野上鳥田町 30
7	紫竹小学校	20	6	北区紫竹下園生町 26
8	鷹峯小学校	20	3	北区鷹峯北鷹峯町 12
9	紫明小学校	22	5	北区小山東大野町 55
10	紫野小学校	15	19	北区紫野下築山町 21
11	衣笠小学校	13	13	北区平野宮本町 19-6
12	金閣小学校	35	1	北区平野上柳町 61-1
13	大將軍小学校	17	4	北区大將軍南一条町 48-2
14	室町小学校	10	14	上京区室町通上立売上る室町頭町 261
15	京極小学校	13	9	上京区寺町通石薬師下る西側染殿町 658
16	西陣中央小学校	9	0	上京区大宮通今出川上る觀世町 135-1
17	乾隆小学校	25	3	上京区寺之内通千本東入 1 丁目下る姥ヶ寺之前町 919-3
18	翔鸞小学校	23	10	上京区御前通今出川上る鳥居前町 671
19	仁和小学校	0	32	上京区御前通一条下る東堅町 132-1
20	正親小学校	11	15	上京区淨福寺通中立売下る菱丸町 173
21	二条城北小学校	25	6	上京区淨福寺通下立売下る中務町 487
22	御所東小学校	0	39	上京区新鳥丸通丸太町上る錦砂町 290-2
23	洛中小学校	16	4	中京区壬生坊城町 57-1
24	朱雀第一小学校	27	5	中京区壬生朱雀町 8-2
25	朱雀第二小学校	22	4	中京区西ノ京左馬寮町 3-1
26	朱雀第三小学校	0	32	中京区壬生松原町 81
27	朱雀第四小学校	28	0	中京区西ノ京笠殿町 164
28	朱雀第六小学校	19	3	中京区西ノ京車坂町 15-5
29	朱雀第七小学校	10	21	中京区壬生東土居ノ内町 20
30	朱雀第八小学校	27	3	中京区西ノ京中御門西町 25
31	下京涉成小学校	33	0	下京区皆山町 438-1
32	下京雅小学校	0	42	下京区醒ヶ井通松原下る篠屋町 59
33	梅小路小学校	15	15	下京区觀喜寺町 3
34	光徳小学校	0	30	下京区中堂寺坊城町 26-1
35	七条小学校	23	8	下京区西七条石井町 61
36	西大路小学校	19	2	下京区七条御所ノ内西町 71-1
37	七条第三小学校	27	11	下京区西七条西石ヶ坪町 5
38	九条弘道小学校	19	5	南区西九条春日町 13
39	九条塔南小学校	22	5	南区西九条御幸田町 109

⁷ 空調設備等のうち、本事業において更新により設置される設備で、性能保証業務及び維持管理業務の対象となる設備をいう。

⁸ 空調設備等のうち、本事業とは別に設置されている設備で、本事業において更新により撤去される対象となるが、維持管理業務の対象となる設備をいう。また、事業期間中に本事業とは別に更新が行われた空調設備等のうち、本事業で維持管理業務の対象となると本市が判断した設備も含まれる。

No	学校名	更新対象 ⁷	維持管理 ⁸	所在地
40	南大内小学校	26	1	南区八条内田町 20-2
41	唐橋小学校	14	19	南区唐橋西寺町 65
42	吉祥院小学校	36	1	南区吉祥院船戸町 34
43	祥栄小学校	41	0	南区吉祥院蒔絵町 14
44	祥豊小学校	23	11	南区吉祥院三ノ宮町 23
45	上鳥羽小学校	22	5	南区上鳥羽城ヶ前町 236
46	大藪小学校	28	7	南区久世大藪町 62
47	久世西小学校	32	9	南区久世上久世町 454
48	明徳小学校	29	5	左京区岩倉忠在地町 221
49	岩倉南小学校	39	2	左京区岩倉北四ノ坪町 33
50	岩倉北小学校	18	7	左京区岩倉忠在地町 5
51	八瀬小学校	26	0	左京区八瀬秋元町 324-1
52	市原野小学校	18	3	左京区静市野中町 105
53	錦林小学校	21	18	左京区岡崎入江町 1-1
54	第三錦林小学校	33	0	左京区鹿ヶ谷宮ノ前町 6
55	第四錦林小学校	23	2	左京区吉田上阿達町 15-2
56	北白川小学校	19	7	左京区北白川別当町 70
57	養正小学校	21	3	左京区田中飛鳥井町 1
58	養徳小学校	18	13	左京区田中上大久保町 24
59	下鴨小学校	29	3	左京区下鴨宮崎町 4-2
60	葵小学校	10	22	左京区下鴨東梅ノ木町 8
61	修学院小学校	29	15	左京区修学院沖殿町 1
62	上高野小学校	16	12	左京区上高野松田町 8
63	修学院第二小学校	24	4	左京区一乗寺里ノ西町 35
64	松ヶ崎小学校	29	2	左京区松ヶ崎堀町 40
65	山階小学校	37	2	山科区西野大手先町 21
66	西野小学校	33	1	山科区西野櫃川町 34
67	山階南小学校	35	6	山科区東野八代 10
68	安朱小学校	0	29	山科区安朱山川町 17
69	鏡山小学校	32	8	山科区御陵血洗町 18
70	陵ヶ岡小学校	26	7	山科区御陵岡町 45
71	音羽小学校	31	7	山科区音羽森廻リ町 32
72	音羽川小学校	25	10	山科区音羽西林 36
73	大塚小学校	37	4	山科区大塚野溝町 59
74	勧修小学校	34	6	山科区勧修寺東栗栖野町 42
75	小野小学校	3	31	山科区小野蚊ヶ瀬町 2
76	百々小学校	37	8	山科区西野山百々町 173-1
77	大宅小学校	31	13	山科区大宅五反畠町 69-2
78	嵯峨小学校	33	5	右京区嵯峨积迦堂大門町 35-1
79	広沢小学校	33	5	右京区嵯峨広沢西裏町 25
80	嵐山小学校	26	1	右京区嵯峨柳田町 35-1
81	常磐野小学校	21	20	右京区太秦京ノ道町 20-5
82	嵯峨野小学校	0	55	右京区嵯峨野千代ノ道町 53
83	御室小学校	26	4	右京区御室堅町 19
84	宇多野小学校	28	5	右京区宇多野上ノ谷 8
85	花園小学校	16	10	右京区花園車道町 1
86	高雄小学校	11	1	右京区梅ヶ畠奥殿町 15
87	太秦小学校	49	6	右京区太秦奥殿町 1-1

No	学校名	更新対象 ⁷	維持管理 ⁸	所在地
88	南太秦小学校	24	2	右京区太秦前ノ田町 22
89	安井小学校	26	3	右京区太秦安井柳通町 15
90	西院小学校	32	38	右京区西院春日町 3-1
91	山ノ内小学校	25	5	右京区山ノ内山ノ下町 22
92	梅津小学校	26	7	右京区梅津中村町 38
93	梅津北小学校	28	2	右京区梅津開キ町 16
94	西京極小学校	38	2	右京区西京極芝ノ下町 31
95	西京極西小学校	24	5	右京区西京極藪開町 4-1
96	葛野小学校	23	8	右京区西京極葛野町 2
97	川岡小学校	24	18	西京区川島滑樋町 14
98	川岡東小学校	29	0	西京区下津林東大般若町 44
99	樺原小学校	38	11	西京区樺原三宅町 24
100	松尾小学校	35	4	西京区松尾井戸町 32
101	嵐山東小学校	25	7	西京区嵐山東海道町 46
102	松陽小学校	0	36	西京区御陵北山下町 15
103	桂小学校	33	9	西京区桂巽町 75-5
104	桂徳小学校	25	3	西京区桂徳大寺南町 2
105	桂川小学校	38	4	西京区桂上野西町 274
106	桂東小学校	26	4	西京区桂市ノ前町 31
107	大枝小学校	23	12	西京区大枝塚原町 4-44
108	桂坂小学校	41	1	西京区御陵大枝山町二丁目 1-52
109	新林小学校	7	25	西京区大枝西新林町四丁目 4
110	境谷小学校	26	6	西京区大原野西境谷町三丁目 5
111	上里小学校	23	4	西京区大原野上里南ノ町 300
112	大原野小学校	29	1	西京区大原野灰方町 439
113	深草小学校	38	13	伏見区深草西伊達町 82-3
114	稻荷小学校	12	7	伏見区深草開土町 12-1
115	藤ノ森小学校	31	7	伏見区深草石橋町 11-2
116	藤城小学校	20	8	伏見区深草大龜谷五郎太町 37
117	砂川小学校	43	0	伏見区深草ヶナサ町 25-5
118	竹田小学校	15	14	伏見区竹田桶ノ井町 8-2
119	桃山小学校	27	3	伏見区桃山町本多上野 107
120	桃山東小学校	21	19	伏見区桃山町伊庭 12
121	桃山南小学校	26	8	伏見区桃山町大島 38-109
122	醍醐小学校	21	8	伏見区醍醐東大路町 31-1
123	池田小学校	31	5	伏見区醍醐鍵尾町 17
124	池田東小学校	16	10	伏見区醍醐多近田町 2-2
125	春日野小学校	21	5	伏見区日野田中町 31
126	日野小学校	30	7	伏見区日野谷寺町 78
127	醍醐西小学校	32	0	伏見区醍醐川久保町 1
128	北醍醐小学校	18	1	伏見区醍醐片山町 11
129	伏見板橋小学校	33	3	伏見区下板橋町 610
130	伏見南浜小学校	36	4	伏見区丹後町 142
131	伏見住吉小学校	25	1	伏見区住吉町 455
132	下鳥羽小学校	29	1	伏見区下鳥羽長田町 203
133	横大路小学校	15	3	伏見区横大路草津町 54-1
134	納所小学校	27	3	伏見区納所妙徳寺 1
135	向島小学校	24	4	伏見区向島善阿弥町 2-3

No	学校名	更新対象 ⁷	維持管理 ⁸	所在地
136	向島藤の木小学校	30	4	伏見区向島藤ノ木町 82-5
137	神川小学校	23	25	伏見区久我東町 60-2
138	久我の杜小学校	32	10	伏見区久我東町 209
139	羽束師小学校	43	2	伏見区羽束師菱川町 640
140	明親小学校	15	17	伏見区淀池上町 106
141	美豆小学校	24	8	伏見区淀美豆町 1244

2. 中学校

No	学校名	更新対象	維持管理	所在地
1	加茂川中学校	33	9	北区紫竹上長目町 5
2	西賀茂中学校	32	5	北区西賀茂円峰 2-26
3	旭丘中学校	0	43	北区紫野東蓮台野町 1
4	衣笠中学校	33	7	北区衣笠衣笠山町 2
5	烏丸中学校	19	4	上京区烏丸通上立売上る相国寺門前町 647-23
6	上京中学校	36	4	上京区一条通室町西入東日野殿町 395・396
7	嘉楽中学校	0	31	上京区今出川通千本東入般舟院前町 148
8	二条中学校	15	18	上京区竹屋町通千本東入主税町 911
9	北野中学校	31	1	中京区西ノ京中保町 1-4
10	朱雀中学校	3	32	中京区壬生中川町 20-1
11	松原中学校	0	39	中京区壬生相合町 1
12	中京中学校	24	2	中京区西ノ京北聖町 51
13	西ノ京中学校	28	8	中京区西ノ京永本町 7-1
14	洛風中学校	11	2	中京区姉小路通東洞院東入曇華院前町 706-3
15	七条中学校	24	6	下京区西七条御領町 32
16	洛友中学校	32	0	下京区大宮通綾小路下る綾大宮町 51-2
17	八条中学校	31	3	南区唐橋門脇町 35
18	九条中学校	12	12	南区西九条南小路町 1
19	洛南中学校	70	2	南区吉祥院落合町 31
20	久世中学校	28	7	南区久世殿城町 481-1
21	岡崎中学校	41	0	左京区岡崎東天王町 1
22	高野中学校	0	55	左京区田中上古川町 25
23	下鴨中学校	24	8	左京区下鴨泉川町 40-1
24	近衛中学校	0	32	左京区吉田近衛町 26-53
25	修学院中学校	15	19	左京区一乗寺御祭田町 2
26	洛北中学校	13	31	左京区岩倉忠在地町 823
27	山科中学校	31	10	山科区東野八反畠町 50-1
28	勧修中学校	57	1	山科区勧修寺平田町 92
29	大宅中学校	21	15	山科区大宅山田 113
30	安祥寺中学校	0	28	山科区西野今屋敷町 9-6
31	音羽中学校	46	6	山科区大塚野溝町 86
32	花山中学校	9	26	山科区北花山横田町 27-1
33	醍醐中学校	20	3	伏見区醍醐岸ノ上町 21
34	春日丘中学校	21	5	伏見区日野谷寺町 50
35	栗陵中学校	33	4	伏見区醍醐池田町 17-1
36	蜂ヶ岡中学校	36	7	右京区嵯峨野開町 1-1
37	太秦中学校	36	4	右京区太秦多藪町 14-144

No	学校名	更新対象	維持管理	所在地
38	嵯峨中学校	39	1	右京区嵯峨新宮町 63-2
39	四条中学校	20	14	右京区西院日照町 1
40	西京極中学校	34	4	右京区西京極宮ノ東町 1
41	梅津中学校	25	4	右京区梅津北川町 34
42	西院中学校	24	5	右京区西院矢掛町 5
43	双ヶ丘中学校	0	56	右京区花園岡ノ本町 5-1
44	桂中学校	26	21	西京区上桂森上町 26
45	松尾中学校	26	6	西京区松室中溝町 101
46	桂川中学校	32	4	西京区下津林東大般若町 43
47	樺原中学校	32	9	西京区樺原蛸田町 11
48	大枝中学校	35	2	西京区御陵大枝山町二丁目 1-91
49	洛西中学校	27	1	西京区大原野西境谷町二丁目 8
50	大原野中学校	22	10	西京区大原野上里南ノ町 18
51	深草中学校	36	13	伏見区深草西伊達町 1-4
52	藤森中学校	39	27	伏見区深草池ノ内町 55
53	桃山中学校	37	9	伏見区桃山水野左近東町 19
54	伏見中学校	21	21	伏見区御駕籠町 97
55	神川中学校	55	11	伏見区羽束師菱川町 741
56	桃陵中学校	0	35	伏見区桃陵町 1-1
57	向島東中学校	24	5	伏見区向島吹田河原町 138
58	洛水中学校	0	24	伏見区横大路竜ヶ池 31
59	大淀中学校	19	15	伏見区淀下津町 257-7

3. 義務教育学校

No	学校名	更新対象	維持管理	所在地
1	東山泉小中学校	88	0	東山区大和大路通七条下る 5 丁目下池田町 527 東山区泉涌寺山内町 5
2	凌風小中学校	95	0	南区東九条下殿田町 56
3	大原小中学校	26	6	左京区大原来迎院町 22
4	花背小中学校	28	0	左京区花脊大布施町 797
5	岩陰小中学校	8	3	右京区嵯峨越畑南ノ町 32-2